

2021年6月号

(2021年6月18日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

雇用調整助成金の特例措置を7月も延長(予定)、脱退一時金の支給額計算期間上限が5年に

6月は住民税の新年度分の徴収が始まったり、労働保険料年度更新の申告書や社会保険算定基礎届の対応準備を始めたりと、会社事務が重なる月ですね。年1回の作業ということもあり、わからない、思い出せない等でご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。さて、今回は雇用調整助成金の特例措置の延長などを紹介していきます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆雇用調整助成金の特例措置を7月も延長(予定)

先月の事務所便りで雇用調整助成金の特例措置は、5月から一部内容を変更して6月末まで延長するとお伝えしましたが、緊急事態宣言の延長等をふまえ、7月も延長する予定となりました。

※一部内容変更(助成率、助成金日額上限)、業況特例、地域特例については、先月の事務所便りや下記のURLをご参照ください

※地域特例の対象となる区域と期間(一部抜粋)。

緊急事態措置を実施すべき区域		特例の対象となる期間
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県		令和3年1月8日～令和3年4月30日
栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県		令和3年1月13日～令和3年3月31日
東京都、京都府、大阪府、兵庫県		令和3年4月25日～令和3年6月30日(※)
まん延防止等重点措置を実施すべき区域		特例の対象となる期間
大阪府	大阪市	令和3年4月5日～令和3年5月31日
東京都	23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市	令和3年4月12日～令和3年5月31日
京都府	京都市	令和3年4月12日～令和3年5月31日

※本特例措置は6月末まで実施することとなっていますが、7月末まで引き続き特例措置を実施する予定です。

雇用調整助成金 助成内容：<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000785163.pdf>

雇用調整助成金リーフレット 緊急事態措置およびまん延防止措置：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000783159.pdf>

◆脱退一時金の支給額計算期間上限が5年に

日本で働く外国人は、原則日本の年金制度に加入する必要があります(社会保障協定国などで一定要件除く)が、加入しても受給資格期間10年を満たさなければ老齢年金は受給できません。そのため、受給資格を満たす前に帰国すると保険料が掛捨てになってしまいます。そこで、保険料納付済期間等に応じて支給を行う脱退一時金制度があります。支給額計算に用いる期間はこれまで3年が上限でしたが、2021年4月から5年が上限になりました。背景としては、特定技能在留資格の在留期間が5年になったこと等があります。

脱退一時金は、日本国籍を有しない方が、国民年金、厚生年金保険の被保険者資格を喪失して日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求することができます。

